

# 岩手大学特別研究学生規則

平成16年4月1日 制定  
平成20年6月18日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条第2項に基づき特別研究学生に関して必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 特別研究学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(出願手続)

第3条 特別研究学生は、別に指定する関係書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第4条 特別研究学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則に定める額とする。

3 授業料は、在学期間に応じ、6月分に相当する額を4月及び10月にそれぞれ納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者にあつては、授業料を徴収しない。

一 国立大学法人が設置する大学院の学生

二 大学間単位互換協定及び大学間交流協定（部局間交流協定及びこれらに準ずるものを含む。）に基づき授業料不徴収とされた大学院の学生

(規定の準用)

第5条 特別研究学生については、この規則に定めるもののほか、大学学則又は大学院学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行する。